

神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の保護、譲渡等の状況(令和2年度)

保 護		R2	前年	前年比
犬	飼えなくなった犬	31	78	▲ 47
	所有者不明	163	222	▲ 59
	前年度からの繰入	26	19	7
	計	220	319	▲ 99

譲渡等		R2	前年	前年比
犬	返還	104	153	▲ 49
	県民に譲渡	62	43	19
	ボランティアに譲渡	34	95	▲ 61
	新たな飼い主へ譲渡※	(9)		
	収容中の死亡	1	1	0
	殺処分	0	0	—
	その他	0	1	▲ 1
	翌年度への繰越	19	26	▲ 7
	計	220	319	▲ 99

保 護		R2	前年	前年比
猫	飼えなくなった猫	233	115	118
	所有者不明	192	245	▲ 53
	前年度からの繰入	79	83	▲ 4
	計	504	443	61

譲渡等		R2	前年	前年比
猫	返還	1	2	▲ 1
	県民に譲渡	91	60	31
	ボランティアに譲渡	311	281	30
	新たな飼い主へ譲渡※	(224)		
	収容中の死亡	22	21	1
	殺処分	0	0	—
	翌年度への繰越	79	79	0
	計	504	443	61

※ () 内はボランティアから新たな飼い主へ譲渡した頭数で内数。
(令和3年3月31日時点のボランティアからの報告に基づく)

○ 表中の数値には、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町含む)の取扱い分を含む

- 動物愛護センターでは、横浜市・川崎市・横須賀市を除く県内地域の犬や猫などの保護を行っています。
- 収容中に死亡した犬・猫は殺処分から除きます。
- 保護した犬や猫のうち、回復の見込みがない病気やケガによる苦痛がある場合などには、やむを得ず安楽死処置をすることがあります。
- 神奈川県では、道路などの公共の場所で、病気であったり、交通事故などでケガをしている猫については、その収容や治療などを(公社)神奈川県獣医師会に委託しています。このうち、瀕死の状態で治癒が望めない猫などについては、やむを得ず安楽死処置をしています。